

広島県土地造成事業管理規程第九号

広島県土地造成事業損失補償事務取扱規程を次のように定める。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県土地造成事業損失補償事務取扱規程

広島県土地造成事業の設置等に関する条例（令和四年広島県条例第二号）第五条第一項に規定する商工労働局が施行する事業に伴う損失補償事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、広島県損失補償事務取扱規程（平成元年広島県訓令第十号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。